

日露戦争と1909年歩兵操典改正

—1910年代以降の「軍事教練」の内容方法の分析のために—

学校教育学研究室

遠藤芳信

The Russo-Japanese War and the Revision of the Drill Regulations for the Infantry in 1909 —For the analysis of the contents and methods of the “Military Drill” since 1910 s— Yoshinobu Endo

Summary

The “Military Drill” in this treatise means an education and a drill that the man except for the army enforces the education and drill of the action, technique and knowledge of the battle in the army to involve the peculiar object and the educational meaning respectively. What “the man except for the army enforces to involve the peculiar object and the educational meaning” had been enforced, historically, in the sense of the line in the chain of the military preparatory education, first, and the National Education and the Formation of the People, especially, the moral and spiritual building, or the gymnastic, second. As rules for teaching and a teaching syllabus to come under the category of the above of the “Military Drill” in the school education in Japan, we had had the Particulars of the Army Gymnastic of the Common Middle School in 1886, before 1910 s, and the Drill in the Teaching Syllabus of the School Gymnastic in 1913 and the Teaching Syllabus of the Drill in 1925, since 1910 s, for example.

The “Military Drill” in Japan had aimed at the National Education and the Formation of the People consistently. And, if we analyze the contents and methods of the “Military Drill”, firstly we must research into the means of the Formation of the People that the contents and methods of the “Military Drill” involve, and especially we must research into the relation of the combination on the human about the rule and obedience in the contents and methods of the “Military Drill”, because, it be able to think that the intentional relation of the combination on the human about the rule and obedience especially in the social relations is important to the formation of the people and their personalities. So, I will research into the relation of the combination on the human about the rule and obedience in the contents and methods of the “Military Drill”.

Well, if we begin to analyze the contents and methods of the “Military Drill”, first we must investigate the drill regulations for the infantry by way of the base teaching materials of the Drill since 1910s, because, the Drill in the Teaching Syllabus of the School Gymnastic in 1913 had expressed clearly that “the Drill complies with the rules of the drill regulations for the infantry”, for example. Namely, the “Military Drill” of the School Education in Japan had been based on the drill regulations for the infantry. And, the Drill in the Teaching Syllabus of the School Gymnastic in 1913 had complied with the Drill Regulations for the Infantry in 1909, meanwhile, the Drill Regulations for the Infantry in 1909 had played up the fundamental principle of the editing till the Drill Regulations for the Infantry in 1940. And, the Revision of the Drill Regulations for the Infantry in 1909 had been edited after the Russo-Japanese War. So, it is necessary for us to investigate the precept and battle on the Russo-Japanese War in the Japanese Army to analyze the Drill Regulations for the Infantry in 1909, and the contents and methods of the “Military Drill” since 1910 s.

By reason of the above, in this treatise, I investigate some basic problems of the precept and the battle on the Russo-Japanese War in the Japanese Army together with the Drill Regulations for the Infantry in 1909 within the object of the analysis of the contents and methods of the “Military Drill” since 1910 s.

At this time, it is exceedingly important for us to criticize the esteem of the mind and spiritual energy as fictitious form that had been emphasised in the Japanese Army. And, I have tried to clarify that the Japanese Army had never set value on the mind and spiritual energy in their drill and the education in army. It was not the mind and spiritual energy but the force and violence that the Japanese Army had set value on. Namely, the Japanese Army had paid attention to the meanings of the Formation of the People that the contents and methods of the combination on the human about the rule and obedience (the limitless watch and interference toward the mind and thoughts, the control of the specific type of the action, the scorn of the personality in accordance with the force and violence, the distrust toward the soldier, the negation of the originality of the soldier) in the drill regulations for the infantry and the education in army bring to completion.

And, the Military Authorities in Japan would have strengthened the political power of the domination in accordance with the magnification of the above Drill (and the Education in Army) throughout all the branch of the National Education, intentionally, and systematically, since the Russo-Japanese War.

目次

- I 本論文の目的
- II 日露戦争における戦闘の教訓化
 - 1 『偕行社記事』(臨時記事)における戦闘の教訓化
 - 2 『陣地攻撃』(参謀本部編1916年)等における戦闘の教訓化
- III 1909年歩兵操典改正と教練の諸制式
 - 1 1909年歩兵操典改正における攻勢主義採用の政治的意義
 - 2 1909年歩兵操典と教練の諸制式

I 本論文の目的

本論文における「軍事教練」とは、軍隊における戦闘の行動・動作ならびに戦闘の技術・知識の教育訓練(特に1913年軍令陸第1号軍隊教育令における術科を中心とする演練)を、軍隊以外の者がそれぞれ固有の目的や教育的意義を含ませつつ実施する教育訓練(特に、国民教育や学校教育・社会教育などにおいて)を指している。「軍隊以外の者がそれぞれ固有の目的や教育的意義を含ませつつ実施する」とは、たとえば、歴史的には第一に、軍事予備教育(戦闘の行動や技術ならびに軍事的教養の習得形成)の一環として、第二に、国民教育と国民形成(特に道徳的・精神的陶冶)の一環として、あるいは体操の一環として(兵式体操など)、実施してきたことを指している。次に、日本の学校教育において以上の「軍事教練」のカテゴリーに含まれる教則と教授要目として

は、たとえば、1910年代前ならば1886年6月文部省訓令第6号の尋常中学校の兵式体操細目、1902年2月文部省訓令第3号の中学校教授要目のなかの兵式体操、が相当し、1910年代以降ならば1913年2月文部省訓令第1号の学校体操教授要目のなかの教練、1925年4月文部省訓令第6号の教練教授要目などが相当する。

日本における「軍事教練」が一貫して掲げたものは国民教育・国民形成(特に道徳的・精神的陶冶)の目的であったとされている。それ故、「軍事教練」の内容方法を分析するためには、「軍事教練」の内容方法がいかなる国民形成(特に道徳的・精神的陶冶)を内包させているのかということがまず追求されなければならない、特に「軍事教練」の内容方法がいかなる支配と被支配の人的結合関係が内包されているのかということが追求されなければならないと考えられる。なぜなら、国民とその人格の形成にとっては社会的諸関係のありかたが重要な作用を与えると考え、社会的諸関係のなかでも特に意図的な支配と被支配の人的結合関係が重要な位置を占めると考えられるからである。

次に、「軍事教練」の内容方法を分析するためにはいかなる手続きが必要であるかとするならば、たとえば、1913年2月文部省訓令第1号学校体操教授要目の教練が「教練ハ歩兵操典ノ定ムル所ニ準拠ス」と明記されているように、教練の準拠的教材としての歩兵操典の検討がまず必要である。そして、1913年2月の学校体操教授要目の教練は1909年11月8日軍令陸第7号の歩兵操典に準拠し、1909年歩兵操典は1940年2月19日軍令陸第7号の歩兵操典前までその基本的な編集方針を堅持したとされ

るが故に、1910年代以降の「軍事教練」の内容方法を分析するためには1909年歩兵操典の検討が不可欠の要件となっていかにざるをえないと考えられる。さらに、1909年歩兵操典の改正は日露戦争を経過しているが故に、日露戦争の戦闘とその教訓化を検討しておくことが必要であると考えられる。

本論文は以上の理由によって、1910年代以降の「軍事教練」の内容方法を分析するという目的に必要な範囲内で、日露戦争の戦闘とその教訓化ならびに1909年歩兵操典⁽¹⁾の諸制式に関する若干の基本的問題について検討をおこなうものである。

II 日露戦争における戦闘の教訓化

日露戦争(1904~1905年)後、日本軍の軍制は帝国主義軍隊へと成長すべく一新され、戦闘の諸制式を規定する典範令(操典、教範、要務令などの総括的略称)はそれぞれ全般的に改正され、軍隊教育の諸条規の類も全般にわたって改正された。1909年歩兵操典改正はそのような日本軍の軍制改革の一環を占め、特にそれらの改革の中の国防方針や戦略の規定ならびに軍隊教育改革において重要な位置を占めるものであった。

ところで、建軍以後、日中戦争・太平洋戦争前までの日本軍の歴史の中で、日露戦争こそが最も大規模に闘われて勝利したとされる唯一の戦争であった。すなわち、日露戦争こそが日本軍の栄光の戦歴・事業として日本軍内外の歴史に刻みこまれ、その戦闘は戦史研究に豊富に引用され、3月10日の陸軍記念日(奉天の会戦の勝利を記念)や5月27日の海軍記念日(日本海海戦の勝利を記念)の設定とともに1945年8月の敗戦前まで語りつがれていくのであった。

さて、以上の日露戦争の戦闘の性格を指摘するならば以下のような特質をもつ。第一に、近代戦争史上未曾有の大軍団が対戦したことである。陸上での決戦であった1905年3月の奉天の会戦では日本軍約25万人とロシア軍約32万人の合計約60万人ほどの大軍団の戦闘がおこなわれた。このような大量の軍隊を投入して遂行された戦争は、第一次世界大戦が生みだしたところの総力戦の内容をすでに部分的には内包していた。第二に、以上の大軍団の戦闘遂行にともなって戦線が拡大されたことである。1904年8月の遼陽の会戦、同10月の沙河の会戦と対陣、1905年3月の奉天の会戦はいずれも戦線が約100kmにわたって展開された。第三に、一つの戦闘が一日や数日で終結するのではなく、十数日、数カ月にわたって継続されたことである。特に旅順の攻防戦は1904年8月か

ら12月までの約5カ月間の激戦であって、第一次世界大戦のベルダンの要塞戦の前兆の様相を部分的に示しているとされている。

さて、以上のような戦闘の性格をもった日露戦争の戦闘はどのように教訓化されたであろうか。本論文では日露戦争の戦闘とその教訓化の検討を主として二つの方面からすすめたい。その一つは、戦場での第一線部隊を指揮した尉官クラスの将校における教訓化の検討である。これらの教訓化の文献としては『偕行社記事』⁽²⁾(臨時記事)を扱うことにする。そこでの教訓化の時期は日露戦争中とその直後であり、その指揮の範囲も中隊を中心とする200人前後の兵員の戦闘であり、比較的小人数の軍隊の戦闘の教訓化であった。したがって、陸軍の参謀本部などにおける戦闘の教訓化以前のものであって尉官クラスの将校の意見が卒直に述べられていて興味深い。その二つ目は、『明治三十七八年日露戦争史』(全十巻、付図十巻、参謀本部編、1912~1914年公刊)などにもとづいて参謀本部等々の陸軍の中央機関が、日露戦争の戦闘について全体的に教訓化したものの検討である。そのような戦闘の教訓化の文献としては『陸地攻撃』⁽³⁾(参謀本部編、1916年)などを扱うことにする。すなわち、戦略単位(旅団以上の軍隊)を中心とした戦闘の教訓化である。

1 『偕行社記事』(臨時記事)における戦闘の教訓化

『偕行社記事』(臨時記事)においては戦闘とその教訓化は戦闘単位⁽⁴⁾である中隊の各個兵士の個々の戦闘行動に焦点がおかれてなされている。まず、散兵の前進からみてみよう。

(1) 散兵の前進

- (i) 「散兵線ハ成ルヘク広キ間隔ヲ取ルコトヲ得ハ損害少ナン日本人ハ兎角集団スルノ弊アルモ露人ノ散兵ハ間隔広ク恰モ各個ニ戦闘スルノ感アリ此ヲ以テ彼ハ損害少ナン」(『偕行社記事』臨時記事第15号2頁浅野歩兵大尉、以不『偕行社記事』臨時記事の引用は臨何号と略す)
- (ii) 「最初ヨリ間隔ヲ密接スルトキハ非常ニ損害多キハ十三里台ノ戦闘ニ於テ歩兵第二連隊ノ実験セシ所ナリ然ルニ其間隔ハ平素ノ教練ニ於テ単ニ『散レ』ノ号令ニテ一、二歩ノ間隔ニ散布スルノ慣習アルカヲト敵弾ノ下ニアリテハ互ニ相倚ルノ情ヨリシテ自然肘々幾ト相接スルノ姿トナリ易シ」(臨15号3頁小原歩兵大尉)
- (iii) 「旅順背面攻撃ニ於テ散兵停止スルヤ一地物アレハ過多ノ兵員之ニ集合シ却テ大目標ヲ作り大ニ損害ヲ蒙

リタルコトアリ」(臨29号2頁幸野歩兵少尉)、「停止ノ際一ノ良地物アルトキハ皆之ニ拠ラントシテ先ヲ争ヒ蝟集スル(はりねずみの毛のように一時に集まること一遠藤)ヲ以テ散兵線ノ一部ハ濃密ニ失シ一部ハ稀薄トナリ其蝟集セル部分ハ著シク損害ヲ蒙ルニ至ルノミナラス射撃ノ自由ヲ失ヒ意ノ如ク効力ヲ発揚シ難シ」(臨27号8頁秋草歩兵中尉)

(i)においてはロシア軍が散兵線の間隔を比較的広く維持しながら前進するために損害が少ないとされるのに対して、日本軍の散兵は「兎角集団スルノ弊」があるとされている。そのような「集団スルノ弊」を生み出すものとしては(iii)では最初の前進から密集していることや、散開してもせいぜい一、二歩の間隔に散布させられてきたことの訓練の結果であることを指摘している。また「敵弾下ニアリテハ互ニ相倚ルノ情」とされているが、これは戦闘行動における各個兵士の個々の判断の訓練の欠如を意味しているものである。すなわち、その時々々の戦闘中に何をすればよいかをす早く考えて判断と評価をすることができなく、右往左往し、常に他の誰かの指揮を求めあるいは他の誰かの動作と同様な動作を求めて寄り集まる状態を示しているのである。そのような日本軍兵士の「集団スルノ弊」は地形・地物の利用や散兵壕の工事をしながら前進することの訓練の欠如によって一層拡大されるのであった。すなわち、(iii)では、「一地物」や「良地物」が存在するとそこに「過多ノ兵員」が集合し、あるいは「先ヲ争ヒ蝟集スル」とされている。そのため、そのような地物の周辺は濃密になって敵の射撃の目標にされやすく、したがって損害を受けやすくなり、他方、他の散兵線は希薄になって味方の射撃効力を弱めて敵の前進を許してしまうのであった。

以上のような日本軍の散兵の前進における「集団スルノ弊」はその後もほとんど克服されなかったと考えられる。たとえば1940年歩兵操典では「散兵ハ距離間隔ヲ墨守スルコトナク地形地物ヲ利用シ且不規ナル配置ヲ取ル此ノ際著明ナル地形地物ニ蝟集スベカラズ」(第119, 下点は遠藤)とされているように、地形地物の利用の際の著明な地形地物への蝟集の禁止が特に強調されていることからもうかがわれるのである。また、以上の日本軍の戦闘状況は、地形地物を利用したところの防禦と攻撃とが結合された戦闘行動がほとんど訓練されていなかったことを意味するものであった。

(2) 散兵壕内での射撃

(1)において指摘したところの散兵の前進における各国兵士の国々の戦闘行動の判断の訓練の欠如は散兵壕内での射撃にもあらわれており、各国兵士は散兵壕内でもそ

の時々々の時点に何をすればよいかを判断し評価することができず、頭や首を散兵壕から外に出してキョロキョロするだけであった。

(i)「兵卒中ニハ時トシテ散兵壕内ニ頭ヲ低下シテ射撃セサル者モアルヤニ聞ケリ是レ分隊長小隊長等ノ大ニ著目スヘキ件ナリトス敵ノ多クハ一斉射撃ヲ用フルハ或ハ此等ノ弊アルカ為ナランカ」(臨3号33頁中頭歩兵大尉)

(ii)「兵卒無益ニ敵前ニ於テ体軀ヲ露出シテ敵弾ヲ受ケシコトアリ敵ハ三、四人ノ集団アルヲ見テ直ニ発射スルノ癖アリ無用ナル暴露ハ最モ危険ナリ」(臨15号4頁小原歩兵大尉)

(iii)「兵卒ノ散兵壕ニ拠レル時一般ニ首ヲ伸ハシテ敵ノ動作ヲ熟視セントスルノ傾アリ之カ為ニ敵ノ狙撃ヲ受ケテ斃レシ者其例乏シカラス(中略一遠藤)敵兵ノ如キハ実ニ一兵モスル事ヲ為スノ例アルヲ聞カス平時教育ノ際スル場合ニ於ケル体軀ノ隠蔽ハ決シテ怯懦ニアラサル事ヲ了解センメ十分ニ兵卒ノ腦裏ニ注入シ置カハ多少ノ効果ヲ取メ得ヘキヲ信ス」(臨28号5頁木暮歩兵大尉)

(i)では散兵壕内での兵卒がたとえ一人でも頭を高くしているならば、その兵卒の周囲にたちまち敵の集中砲火を受けやすくなり、(iii)では、そのような日本軍兵士の散兵壕内での射撃動作はロシア軍には見あたらないとしている。また、(iii)では体軀の隠蔽を「怯懦」であるとする観念を除去しなければならぬとしているが、散兵壕内での体軀の隠蔽にとどまらず一般に日本軍においては地形地物の利用による体軀の隠蔽などの防禦的動作は「怯懦」と称される傾向が強かった。そして、(iii)の日本軍兵卒が「一般ニ首ヲ伸ハシテ敵ノ動作ヲ熟視セントスルノ傾向」とは、最小限の観察や情報収集によって情勢を正確に分析することが訓練されていないが故に視覚に頼ってだけ戦闘の情勢を判断するか、あるいは自己の眼に見える範囲内だけで戦闘を行う傾向を示しているのである。すなわち、その時々々の戦闘の情勢についての全体的な判断と評価をするのではなく、周囲の直接的な自己の眼に映った範囲内だけで戦闘情勢を判断しようとして自己の体軀を動かし、右往左往してついに体軀を暴露し、敵の一斉的な集中砲火を浴びてしまうわけである。

(3) 歩哨と斥候

以上のような散兵の前進や散兵壕内の射撃にみられるような各個兵士の個々の戦闘行動の判断の訓練の欠如や地形地物の利用の拙劣さなどは歩哨や斥候の行動にもあらわれている。歩哨や斥候の任務は、数人の兵士のそれぞれの各個行動とともにその協力・連絡が一層緊密に結

合されて始めて成功する集団的行動を必要とするのであるが、日本軍の歩哨と斥候はロシア軍と次のように比較されている。

- (i) 「敵ノ歩哨ハ必ス塹壕ヲ穿チ巧ミニ蔭蔽シテ監視シアルニ反シ我歩哨ハ自己ノ蔭蔽スルノ觀念ニ乏シク為ニ我歩哨線ヲ敵ニ暴露スルノ不利ヲ来シ或ハ不慮ノ損害ヲ招キシコト少ナカラス」(臨 22 号 2 頁篠崎歩兵大尉)
- (ii) 「斥候カ基地ニ達スレハ其付近ノ岩ノ上ニ自己ノ帽子ヲ置キ若クハ銃剣等ノ端ニ帽子ヲ冠シテ現出シ我歩哨カ敵ト誤認スル如クシ若シ歩哨カ之ヲ射撃スレハ直ニ蔭匿シテ復之ヲ出シ斯クスルコト二三回己ニ我歩哨カ命中ノ不精ナル為メ嫌悪ノ念ヲ起スニ至ルヲ俟チテ始テ自ラ帽子ヲ被リテ現出シ視察ノ目的ヲ達ス」(臨 24 号 3 頁大藤歩兵大尉)
- (iii) 「剛胆ナル斥候ハ暗夜ニ乗シ僅ニ数名銃器ノミヲ携ヘ『ゴム』靴ヲ穿チテ我歩哨ニ近接シ歩哨ノ前方僅ニ十数米突ノ地ニ来リテ俄然歩哨ニ射撃ヲ加ヘ歩哨ヲ悩マシ遂ニ中隊ノ集合ヲ余儀ナクセンメ若クハ歩哨ノアラサル間隙ヨリ進入シテ中隊ノ幕営地ヲ騷擾セシムル者アリ故ニ我ヲシテ毎夜歩哨ノ位置ヲ変更スルヲ要スルニ至ラシム或ル時ニ僅少ノ斥候兵喊声ヲ放チテ歩哨線ニ突進シ為ニ前哨中隊甚シキニ至リテハ前哨本隊ノ集合ヲ促シ大ナル騷擾ヲ来サシムルコトアリ」(臨 24 号 3 頁大藤歩兵大尉)

(i)ではロシア軍の歩哨が塹壕を施したりして蔭蔽するのに対して日本軍の歩哨はそれらの蔭蔽の觀念がないとされている。(ii)ではロシア軍の斥候が種々のトリックをしながら日本軍の歩哨を悩まし、(iii)ではさらに数人の斥候がトリックと周到な準備によって日本軍歩哨や前哨の中隊・本隊までを悩まし騷擾させていることが指摘されている。一方、日本軍の歩哨や斥候は蔭蔽等については訓練されていないだけでなく、たとえば「斥候カ潜行スルカ若クハ身体ヲ蔭蔽スルカ其他諸種ノ手段ヲ尽シテ危害ヲ避ケ巧ニ敵ノ動作ヲ察知スル如キ機敏ノ動作ハ寧ロ卑怯ナリトノ觀念ヲ懐キ到ル処ニ平然ト動作シ遂ニ敵ニ機先ヲ制セラルル者アリ」(臨 24 号 1 頁大藤歩兵大尉)とされるように、機敏な動作や身体の蔭蔽による偵察は「卑怯」であると觀念されており、その結果敵に機先を制せられたり、また「歩哨斥候等ニシテ茫然佇立シアルカ為ニ敵ノ狙撃ヲ受ケ負傷スル者往々アリ」(臨 5 号 27 頁中谷歩兵大尉)とされていくのであった。

また、日本軍兵士は(iii)のロシア軍のように小人数の各個兵士が互いに緊密な連絡と協力を保ちながらすすめられてこそ成功する斥候のトリック的行動はできなかつた。

日本軍の斥候はその任務につくとすぐ寄り集って「群」と「集団隊形」をつくってしまうとされている。たとえば、「斥候ノ思慮密ナラス即チ例ヘハ夜間ノ斥候カ潜行スルコトナク群ヲナシテ行進シ直ニ敵ニ発見セラル」(臨 24 号 1 頁大藤歩兵大尉)とか、騎兵においても「我斥候ハ従来集団ノ隊形ヲ取ルコト多ク之カ為メ往々敵ノ包囲ニ陥リ人馬ヲ失フコトアリト云フ」(臨 29 号 4 頁緒方騎兵中尉)とされているように、斥候が群や集団隊形をすぐつくってしまうが故にたちまち敵に発見されていくのであった。

以上のような散兵の前進や射撃ならびに歩哨や斥候の行動にあらわれた日本軍兵士の戦闘の拙劣さ、特にその時々々の戦闘における情勢の判断の訓練の欠如は、上級指揮者が存在しなくなったときにはたちまち分散的になって志気も低下していくことに進展するのであった。たとえば、「戦闘激烈ナル場合ニアリテハ將校死傷シ殊ニ甚シキ時ハ中隊ニ一名ノ將校モ現在セス大隊ニ於テ僅ノ將校ヲ残スニ至リ其指揮ヲ欠クコト屢々アリスノ如キ場合ニ於テハ兵卒頓ニ其志氣ヲ挫キ又起ツ能ハス動モスレハ將士鮮血ヲ注キテ以テ得タル陣地モ放棄セントスルコトアリ」(臨 28 号 15 頁小出歩兵少尉)とされるように、將校不在の戦闘になったときに陣地放棄をするものもあらわれていくのであった。

さて、以上のような個々の尉官クラスの將校が指摘したような日本軍兵士の戦闘状況とその戦闘行動の拙劣さを教訓化し、あたかも一人一人の兵士の戦闘行動の向上が要求されていくようになるとするのは正しくない。日本軍は各個兵士の戦闘行動の向上を要求するという点においては日露戦争の戦闘を教訓化しなかつたのである。この問題については、日露戦争全般にわたっての——特に戦略単位(旅団以上の軍団)と戦術単位(大隊)の軍団隊——戦闘についての教訓化を検討することによって明かにしたい。

2 『陣地攻撃』(参謀本部編)等における戦闘の教訓化

(1) 損害率と指揮官の攻撃精神

『陣地攻撃』の第八章は「日露戦争陣地攻撃ノ総觀察」とされており、日露戦争の陣地攻撃を全般にわたって教訓化したものである。先ず、「歩兵攻撃進捗景況」にあらわれた損害率と指揮官の攻撃精神との関係を検討してみよう。下表は歩兵攻撃と損害率との関係を示したものである(『陣地攻撃』739~741頁から作成、以下引用は『陣』何頁と略す)。

上記の表からわかるように、日露戦争の平均的な攻撃

戦 闘 の 損 害 率	月 日	攻 撃 地 点	部隊名と敵前到達距離	損害率
A 損害率の大きいもの (30%以上)	3. 5	柳匠屯攻撃	第10師団右翼隊	51.2%
	3. 1	李家窩棚攻撃	第5師団中央隊 400m	44.3
	3. 1	王家窩棚攻撃	第5師団左翼隊 50~200	32.8
B 砲兵の援助が少ないに もかかわらず指揮官の卒 先的前進によって前進	9. 3	玉皇廟付近攻撃	第10師団 600	22.0
	3. 5	後三道崗子攻撃	大久保支隊 500	23.0
	3. 6	下沙坨子攻撃	第5師団左翼隊 600	23.7
C 損害率19.4~9.4で攻 撃中止(圧倒的に多い)	地物を利用して敵前200~300mに到達したものが多く、指揮官の卒先的行動によって200~300mに到達したのは南山戦闘(5月26日)の第1師団の右翼隊の一部である。			
D 攻撃成功のもの	5. 26	南山戦闘	第4師団右翼旅団	23.2
	7. 26~7. 28	鞍子嶺付近戦闘	第9師団右翼隊	2.4
	8. 30~9. 3	北大山攻撃	第3師団右翼隊	27.2
	3. 7	韓城堡攻撃	第6師団	26.0
	3. 1	高台嶺西南高地	第2師団左翼隊 (第一線で直接攻撃した大隊の損害率)	11.4 (31.2)

の戦闘状況はC欄に示されたものである。そこでは損害率(戦死傷者)が19.4~9.4%の間で攻撃を中止しており、地物利用や掩護によってようやく敵前200~300mに到達できたのであった。一方、参謀本部はA欄の3.1第5師団のような攻撃例を例示して「将校ノ大部ヲ失ヒタルニ拘ラス尚攻撃企図ヲ断念セザリシ如キハ尽シ特筆ノ価値アリト謂フヘシ」(『陣』140頁)と、損害率が20%台であっても指揮官の勇敢な攻撃精神によって攻撃を続行できるとした。そして、そのような指揮官こそが素質第二等の軍隊でもその価値を十分に発揮させることができるとし、「損害ノ多キヲ意トセサル指揮官ノ勇敢ナル攻撃精神ハ能ク軍隊ヲ提ケテ比較的困難ヲ排シ敵ニ接近シ或ハ成功ヲ取メ得ルモ然ラサルモノハ遂ニ攻撃前進中ニ於テ頓挫スヘキヲ見ル我軍歩兵指揮ノ大部分カ百分ノ二〇・〇以下ノ損害ヲ以テ攻撃ヲ中止セルモノアリシヲ遺憾トス(中略一遠藤)吾人ハ素質第二等ノ軍隊モ指揮官次第大ニ其価値ヲ発揮シ得ルコトヲ前記諸戦例ニ依リ発見シ且戦役ノ全期間断エス精良ノ軍隊ノミヲ有スルコトハ望ンテ達シ難キ所ナルヲ以テ歩兵指揮官ハ如何ナル軍隊ヲモ駆テ勇往邁進セシムルノ覚悟アルヲ要ス」(『陣』741~742頁)と指揮官の卒先的奮闘を強調した。

さて、以上の参謀本部の損害率指摘からは以下の二点が導き出すことができる。第一は、攻撃の継続や中止の判断の基準を損害率20%台に設定するという教訓化である。損害率20%に依拠する攻撃兵力とは、死傷者の手当てをすることを前提とするならば、 $100 - \{20(\text{死傷者}) + 20(\text{死傷者一人に対して一人の手当者が対応})\} = 60(\%)$ となり、戦闘開始時の約半数強の兵員で攻撃を

継続することを意味する。3.5奉天会戦の柳匠屯攻撃の第10師団右翼隊の損害率は51.2%であったが、これは攻撃前進中に死傷者の手当てをすれば攻撃兵力はほとんど皆無になるので死傷者の手当てはほとんどなされることなく前進したものと考えられる⁽⁵⁾。また、そのような攻撃においては、死傷者の手当てをさせるならば兵卒はいつまでもその地点にとどまって前進しなくなるのではないかと、という兵卒不信が指揮官に観念されているとみてよい。あるいは損害率50%以上に達した時の戦闘においては、攻撃を続行しても必ず一定の勝利をおさめて帰還することを前提とする戦闘方式が採用されなければならないが、その点についての教訓化は無視され、参謀本部は指揮官の「勇敢ナル攻撃精神」の振起を強調するだけであった。第二に、以上のような損害率20%台における戦闘の際の指揮官の攻撃精神の振起の問題と関係するのであるが、参謀本部の教訓化においては将校や指揮官が奮闘すれば下士兵卒もついてくるという指揮観がみられることである。将校や指揮官の奮闘それ自体は重要であるが、下士兵卒の攻撃精神や戦闘意欲の組織化については参謀本部は何ら教訓化していない。教訓化があるとするならば、「指揮官次第」で「素質第二等ノ軍隊」もその価値を発揮するとされるように、指揮官の奮闘の反応として兵卒がその「価値」を発揮するとされるのであった。すなわち、そこには、指揮官の奮闘と攻撃精神の発揚(…刺激)→兵卒の攻撃精神の発揚(…反応)という、素朴な決定論がみられるのである。つまり、軍人精神を所与のものとして保持しているとされる将校が「勇敢ナル攻撃精神」を発揮すれば戦闘意欲や攻撃精神の薄い「素

質第二等ノ軍隊」もついてくるという発想なのである。以上のような参謀本部の戦闘の教訓化は、戦争は将校さえ奮闘すれば遂行できるという将校の強固な指導者意識と、下士兵卒の攻撃精神などは信頼できないとする下士兵卒に対する蔑視と不信として拡大されていかざるをえないのであった⁽⁶⁾。

(2) 歩砲兵の協同戦闘

参謀本部は攻撃失敗の原因としては諸兵の協同の不成功、特に歩砲兵の歩調の不一致を指摘し、総括的に「吾人ノ観察ニ依レハ日露戦争当時ニ於ケル日本軍砲兵ハ全軍ノ期待ニ副ハサルコト頗ル多シ」と強調し、その原因としては「砲兵ハ終始砲戦ニ没頭シ歩砲兵ノ協力ニ関スル努力カ少ナシ」（『陣』758, 759頁）と、陣地攻撃における砲兵の非協力性を強く批判した。

そもそも戦闘においては敵陣地に前進し接近すればするほど後方の味方との連絡や協同が困難になっていくのである。前進すればするほど後方の味方との距離は一層開くのは当然であるから、前進にともなって味方との指揮命令の連絡はその困難度を増し、したがって一層緊密な連絡や協同の体制がとられなければならないのである。ところが、日露戦争においては上記の指摘のように、歩兵の前進と砲兵の砲撃とが一致しなく、さらに重大な事は砲兵の一部に「攻撃精神ノ不振ノ感⁽⁷⁾」があったとされたことである。つまり、砲兵の一部にやる気がなかったのである。そのため、歩砲兵の協同戦闘の多くが失敗するのであった。その後の日本軍においても歩兵と砲兵との協同戦闘はほとんど向上しなかったと考えられる。二兵科間の信頼と相互の関心は薄く⁽⁸⁾、また、一兵科の内部においても各隊は自己の割当てられた範囲内だけの任務をそれぞれバラバラに遂行するのみで相互に無関心の状態を保つのであった⁽⁹⁾。

(3) 「精神力」の強調のされかた

日露戦争の陣地攻撃においては突撃はほとんど失敗に終わった。また敵の逆襲に対しては回復攻撃をほとんどできなかった。突撃の進行状況と敵の逆襲に対しての回復状況に関する参謀本部作成の表によると（『陣』771～775頁）、14の戦闘の中で突撃は全部不成功に終り「日露戦争ニ於テハ突撃成功ノ戦例極メテ少ナキ」（『陣』768頁）とされた。以上のような突撃不成功の状況をふまえて参謀本部は次のように「勇氣ノ問題」を提起するのであった。

「攻者第一次ノ突撃ヲ以テ敵陣地ヲ奪取スル能ハサルニ當リテハ次テ第二、第三次ノ突撃ヲ反復施行シ飽迄奪取ヲ企図セサルヘカラス歩兵ニシテ此覚悟ナキ限り陣地攻撃ノ成功ハ蓋シ疑問ナリトス（中略一遠藤

第一次突撃ニ必勝ヲ期スルノ必要ヲ以テ此突撃ノ失敗後ニ於ケル突撃再挙ニ関シテハ其準備及方法ノ選択上大ニ研究ノ余地アルコトヲ示セリ要スルニ学理上ノ問題ニ非スシテ勇氣ノ問題ナリトス吾人ハ唯堅忍不拔必勝ヲ期シテ勇往邁進スルモノ独リ成功シ得ヘキヲ信ス」（『陣』771頁）

すなわち、参謀本部は、突撃失敗後の再挙は「学理ノ問題」ではなくて「勇氣ノ問題」であるとするのであった。勇氣や堅忍不拔の必勝の觀念の保持は戦闘にとってはそれ自体重要であって、そのことを強調することは誤りではない。しかし、参謀本部が「勇氣ノ問題」を提起したのは、先ず「学理ノ問題」との単純な並置を行ってそこから「勇氣ノ問題」を二者択一的に選択するという発想によってである。それ故、「学理ノ問題」を大胆に提起し理解するような「勇氣ノ問題」とか、「勇氣ノ問題」をになうことができる「学理ノ問題」とのような、「学理」と「勇氣」との相互作用関係は無視せられ、「勇氣」と「学理」とはそれぞれ一人歩きし、したがって「勇氣」それ自体も極めて瘦せこけた偏狭のものとなっていかなざるをえないのであった。

以上のような「勇氣」と「学理」との並置によるその二者択一的な「勇氣」の強調は、「科学」・「器械力」と「精神力」との関係においても共通している。たとえば、参謀本部が要塞攻撃の教訓について述べた文書⁽¹⁰⁾においては、

「日新ノ科学カ攻城諸動作ニ及ホス影響ハ将来愈々大ナルモノアルヘク吾人ハ常ニ思フ茲ニ致シ攻究止マス旧套ヲ脱シテ時代ノ進運ニ伴ナヒ国軍ノ攻城諸動作ノ改善ニ努メサルヘカラス右ノ如ク現代科学ノ精華ハ之ヲ採テ遺ス無キヲ要スト雖モ絶対ナル器械力モ遂ニ能ク精神力ヲ超越シ能ハサルハ千古ノ真理ニシテ所謂攻撃精神ノ価値ハ絶対ニ尊重セサルヘカラス」

と、「科学」・「器械力」に対して「精神力」を絶対的に対置させて、「精神力」を二者択一的に選択するのであった。参謀本部は上記に引用のように「精神力」を絶対的に尊重するのであるが、その場合、尊重されるべき「精神力」それ自体は何ら検討と考察が加えられず、ただ「千古ノ真理」とのように深遠な修辭を駆使することによって「精神力」の重要性を強調しようとするのであった。以上のような参謀本部における「精神力」の強調の立場には、「精神力」の価値の尊重と、深遠な修辭を駆使して表現されたところの「精神力」の価値の文章表現上の尊重との混同視がみられ、「精神力」の価値それ自体は何ら尊重されることはなかったのである。

(4) 軍隊教育における「精神的方面の教育」の強調のされかた

日露戦争の戦闘の教訓化の重要なものとして軍隊教育における「精神的方面の教育」の強調の問題がある。これは、たんに、日本軍兵士が日露戦争において精神的方面の力を発揮したからとか、火力や軍事技術のたちおくれを補完するという位置づけによって提起され強調されたものではない（また、日本軍における精神的方面の教育の重視・強調を以上のように位置づけるのは正しくない）。これは最初に検討したような（『偕行社記事』臨時記事）戦闘の第一線で行動する各個兵士の戦闘そのものの拙劣さならびにそのことによって拡大される兵士に対する不信から導きだされたものである。そして、そのような「精神的方面の教育」の強調は特に補充兵の戦闘の教訓化から導きだされている。『戦時歩兵短期教育⁽⁴⁾』（陸軍歩兵学校編、1919年）においては、約三カ月間の教育（短期教育）を終えた補充兵の戦闘状況が次のように指摘されている。

- 一、火線ニ於テハ照準ヲ為スコトナク頭部ヲ散兵壕内ニ俯下シタル儘乱射ヲ為スノ風アリ
- 二、白兵線ニ於テハ「突込メ」ナル号令ヲ掛クレハ人後ニ退キ或ハ退却スルニ至ル故ニ補充兵ヲ率ユルトキハ寧ロ突撃ニ方リテモ「突込メ」ナル号令ヲ用イス飽ク迄密集隊形ノ儘提ケ行クヲ可トス
- 三、夜戦又ハ上官ノ監視ヲ受ケサル際ノ行動ニ就テハ殆ト信用ヲ措ク能ハス
- 四、輕微ナル負傷ヲ受クレハ士氣沮喪シ直ニ退却ス
- 五、（省略—遠藤）
- 六、斥候、伝令等トシテハ誇大ノ報告ヲ為スモノ多シ（以上『戦時歩兵短期教育』15～16頁、以下引用は『短』何頁と略す）

補充兵に対する以上の非難の中で、先ず、一と六は戦闘行動に関する基本的な技術や教養の欠落と判断の訓練の欠如を意味している。次に、二、三、四と六は攻撃精神が不振であったことを意味している。その結果、三のように補充兵に対する不信が拡大し、また、二のように密集隊形での戦闘が強調されるのであった。以上の補充兵に対する非難は各師団の意見や歴戦者の所見を総合したものであって「遺憾ナカラナ分ノ根拠アリ」（『短』16頁）とされている。そして、以上の補充兵における戦闘の拙劣さや攻撃精神の不振と戦闘行動の不信とが結合されて、補充兵の短期教育の力点としては精神的方面の教育が強調されていくのであった。すなわち、補充兵は戦場においては斥候や伝令等の特殊任務にはつかせなく、中隊長の命令や号令を遵奉し「戦列内ノ一散兵」（『短』

15頁）としての任務を果せばよいとされ、具体的には「堅確ノ各個教練ヲ受ケ射撃ノ姿勢確實ニシテ多少実弾射撃ヲ為シ軍人的態度及軍紀養成ノ標榜タル活発、正確ノ敬礼ヲ為スモノ等」（『短』21～22頁）が求められるのであった。そして、それらの教育を土台にしてさらに「忠君愛國ノ觀念」（『短』24頁）があれば野外諸勤務、行軍、戦闘行為などは戦地においても自然に発達するものであるとされていった。そのためには在營間は精神上の教育が重要であるとされ「短期教育ハ形而上ノ訓練ヲ主トセサルヘカラス（中略）教練ニマレ学科ニマレ將タ内務ニ於テモ一事一物悉ク之ヲ献身殉國ノ大節ニ歸納シ徹頭徹尾軍人精神ノ陶冶ニ努力スルコト緊要ナリ（中略）苟モ中隊長ニシテ其負担ノ下ニ在ル兵卒ハ縦ヒ學術科ノ技能ニ於テ正規教育ヲ歴タル他兵ニ劣ルハ止ムヲ得スト雖精神的方面ニ於テハ誓テ一步モ他ニ譲ラシメストノ確乎タル信念ヲ保有センカ」（『短』24～26頁中略—遠藤）と、教練、学科、内務においても軍人精神の陶冶が強調され、精神的方面での優越性を補充兵は保持しなければならないとした。

以上の『戦時歩兵短期教育』や『陣地攻撃』に指摘されているように、日本軍兵士の戦闘の全体的観察による最大の教訓化は、戦闘行動の拙劣や攻撃精神の不振から導かれるところの兵卒不信であった。そして、それらの兵卒不信が契機となって軍隊教育や戦闘教練における精神的方面の教育が強調され、拡大的に再生産されていくのであった（あえて図式化すれば……戦闘行動の拙劣と攻撃精神の不振→兵卒に対する不信→精神的方面の教育の強調→戦闘行動の拙劣と攻撃精神の不振→……）。さらに、以上の「精神的方面の教育の強調」の拡大的な再生産の図式化の中の「兵卒に対する不信→精神的方面の教育の強調」のサイクルに対しては、天皇制軍隊の政治的・権力的な支配の維持と強化のための全人格的隷属の教育の一環としての兵卒の精神と思想への無制限的な監視・干渉が一層それを増幅させつつ回転を早めるのであった。その場合、日本軍において「精神的方面の教育」が真に重視されたのか否か、軍隊教育や戦闘教練において精神的內容が真に尊重されたのか否かが問題とされるが、これらについては以下の1909年歩兵操典の検討において考察を試みたい。

III 1909年歩兵操典改正と教練の諸制式

1 1909年歩兵操典改正における 攻勢主義採用の政治的意義

歩兵操典が日本陸軍の全体的な戦略の位置づけのもとに編集されたことはいうまでもなく、それ故、1909年歩兵操典における戦術と戦闘の諸制式の政治的意義を明かにするためには当時の「国防方針」や軍の戦略を検討しておくことが重要である。

近年発掘されたとされる1907年4月4日の『日本帝国ノ国防方針⁽¹⁾』における「国防」と軍の戦略の方針をぬきだしてみると以下のようである。

一 帝国ノ政策ハ明治ノ初メニ定メラレタル開國進取ノ國是ニ則リ実行セラレ…… 國權ヲ振張シ國利民福ヲ増進セント欲セハ世界ノ多方面ニ向テ経営セサル可カラスト雖 就中明治三十七八年戰役ニ於テ幾万ノ生靈及巨万ノ財貨ヲ抛テ滿州及韓国ニ扶殖シタル利權ト 亜細亞ノ南方並太平洋ノ彼岸ニ皇張シツツアル民力ノ發展ヲ擁護スルハ勿論 益々之ヲ振張スルヲ以テ帝國施政ノ大方針ト為ササルヘカラス

果シテ然ラハ帝國軍ノ国防ハ此國是ニ基ク所ノ政策ニ伴フテ規画セラレサルヘカラス 換言スレハ我國權ヲ侵害セントスル國ニ對シ少クモ東亞ニ在リテハ攻勢ヲ取り得ル如クスルヲ要ス

二 我帝國ハ四面環ラスニ海ヲ以テト雖國是及政策上其國防ハ固ヨリ海陸ノ一方ニ偏スルヲ得ス 況ンヤ海ヲ隔テテ滿洲及韓国ニ利權ヲ扶殖シタル今日ニ於テオヤ 故ニ一旦有事ノ日ニ當リテハ島帝国内ニ於テ作戰スルカ如キ國防ヲ取ルヲ許サス 必スヤ海外ニ於テ攻勢ヲ取ルニアラサレハ我國防ヲ全フスル能ハス

三 帝國軍事上ノ歴史ヲ閱スルニ 往昔ヨリ今日ニ至ルマテ退嬰ノ主義ヲ取りタルハ徳川時代ノミ 其他ハ皆進取的ナラサルナシ 乃チ近ク明治二十七八年、同三十三年及同三十七八年戰役ニ於テハ悉ク攻勢ヲ取りテ以テ戦局ノ大捷ヲ占メ得タリ 此歴史ハ日本人ノ性格ヲ明ニ表証スルモノニシテ他日再ヒ干戈ヲ動カスノ己ムヲ得サルニ當リテモ亦此性格ヲ益々發揮スル如クセサルヘカラス……

四 (省略)

五 ……

陸軍ノ兵備ハ 想定敵國中我陸軍ノ作戰上最モ重要視スヘキ露國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對シ攻勢ヲ取ル

ヲ度トス

六 (省略) <省略と……は遠藤>

(1) 国防において国内での戦闘作戦行動を否定したことの意義

『日本帝国ノ国防方針』の二に示されているように、海を隔てて滿洲や韓国に利權を扶殖しその擁護の理由によって国内における戦闘作戦行動が否定されたことは(『日本帝国ノ国防方針』の一において「国防」は「東亞ニ在リテハ攻勢」を採用することであると規定されつつも)、純戦闘作戦行動の点からも注意されなければならない。

まず、国内における戦闘作戦行動を否定したことは、国民に対する軍の戦闘力行使を否定したことを意味するものではないことはいうまでもない。ここでは海外における攻勢的な戦闘作戦行動の採用が国防の基本とされ、国内を戦場としての防衛・防御の戦闘作戦行動の展開が決定的に否定されたことが重要である。すなわち、国内を戦場とする戦闘作戦行動を展開するということは、広範な国民・住民に依拠しながら闘うということ意味するのであって(それ故広範な国民、老幼男女の真の一致団結とそのちからの体制が求められなければならない)、1907年の『日本帝国ノ国防方針』における国内での戦闘作戦行動の否定は広範な日本国民の団結のちからに依拠しながら闘うことの否定を意味するものであった。すなわち、敵国との戦争を国内を戦場として展開した際に、仮に国民・住民の持続的な援助と支持を得られなかったり、あるいは、国民・住民の一部に反軍的分子が発生する場合には日本軍が軍隊として成立できず、また戦争自体を遂行できず、それ故、以上のような国内における戦闘作戦行動を絶対に避けるのであった。かくして、「国防」とは国内での具体的な戦闘作戦行動による防衛を意味するのではなく、他国・本国外での戦争と戦闘による防衛を意味するようになり、そこに帝国主義軍隊としての侵略性を内包させた「国防」の基本としての攻勢主義が成立するのであった。

(2) 仮想敵と攻勢主義との対応

『日本帝国ノ国防方針』の一、二、三が示しているように、攻勢を軍事作戦行動の基本にしたことが五の仮想敵である露國との対応関係で注意されなければならない。露國との戦闘はすでに確保したとされる滿洲の利權の擁護の点からはたとえ仮象としての国民の支持が得られようとも防御的性格をおびざるをえず、攻勢的な戦闘作戦行動の採用とはただちに結合しないものと考えられる。また露國との戦闘において仮に攻勢を採用しても、持続

的な攻勢の戦闘とその戦場はるか西方のヨーロッパまでの戦線拡大を地理上は展望せざるをえなく、それ故、露国との戦闘における攻勢は想像に絶するような準備を必要とするものである。そうだとすれば、国防の基本としての攻勢は仮想敵との対応についてみれば、露国との対応は一応のポーズとしてはありえても、事実上は『日本帝国ノ国防方針』の一に示されているように「亜細亜ノ南方並太平洋ノ彼岸ニ皇張シツツアル民力ノ発展ヲ擁護スル」（下点は遠藤）とされるところの東南アジアを仮想敵ならびに戦場として重点的に設定されたのではないだろうか。

これより先、山県有朋元帥は『帝国国防方針案』なるものをあらわし「国防方針ハ帝国ノ国是ニ胚胎スヘキ政略ト一致セサルヘカラス」とし、さらに政略の内容としては「将来我国利国権ノ伸張ハ清国ニ向テ企図セラルルヲ有利トス⁽⁴⁴⁾」と国利国権の伸張の対象を清国に向けた。その理由としては「揚子江河孟及其以南ノ地方ニ於ケル生産力ノ富饒ハ以テ国ヲ富マスニ足リ台湾海峡ノ支配ハ以テ雄ヲ極東ニ振フニ足ル 東ハ韓国ヲ根拠トシ西ハ南清地方ヨリ逐次実利的進歩ヲ企図セハ蓋シ我雄國ヲ達成スルニ速幾カラン乎、要スルニ今後我国利民福ヲ増進セント欲セハ北守南進ノ策ヲ講スルヨリ善キハナシ⁽⁴⁵⁾」とするのであった。以上の山県有朋の主張からすれば、南清地方への進出こそが「帝国ノ国是」にみあった「政略」であって、また「国防」と称されるものであった。それ故、国防における攻勢とは第一の仮想敵とされた露国との戦闘との対応において導かれたというよりは、むしろ、「国利国権」の重点的な進出対象であるところの中国南部ならびに東南アジア諸国民との戦闘の対応においてこそ積極的意義を含んで導かれたものと考えられる。

かくして、1907年の『日本帝国ノ国防方針』は東南アジア各地を転々と侵攻する帝国主義軍隊にふさわしい攻勢を基本とした戦闘諸制式を歩兵操典において要求するに至るのであった（たとえば、1909年歩兵操典第二部第25「凡ソ攻撃ハ勝利ヲ得ヘキ唯一ノ手段ナリ」*）また、そのようにして攻勢・攻撃を中心とした戦闘教練や軍隊教育が展開され、攻撃には強いが防禦には弱いとされる軍隊が形成されるのであった。

* この規定は1907年5月13日陸送乙第1544号の歩兵操典第二部改正草案にはなく、1909年歩兵操典において初めて新設されたものであった。

2 1909年歩兵操典と教練の諸制式

(1) 攻撃精神について

1909年歩兵操典改正前の典範令にはみられないものと

して、1909年歩兵操典には「攻撃精神」の強調があるとされている。たとえば、1909年歩兵操典改正の編纂の根本主旨の一つに「攻撃精神ヲ基本トシ白兵主義ヲ採用シ⁽⁴⁶⁾」という攻撃精神の強調がみられ、さらに1909年歩兵操典の綱領第四では「攻撃精神ハ忠君愛國ノ至誠ト献身殉國ノ大節トヨリ発スル軍人精神ノ精華ナリ」と攻撃精神は軍人精神の精華であるとした。さて、このような1909年歩兵操典における攻撃精神の強調は軍隊内でのいかなる支配と被支配の人的結合関係を基礎としているだろうか。

まず、日露戦争後の諸典範令と軍隊内務書や軍隊教育令においては軍隊教育の主眼として軍人精神と軍紀の養成を対的に求めている、軍人精神と軍紀の教育とを同一線上に位置づけようとしたことがわかる（1908年軍令陸第17号軍隊内務書の綱領一では「兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシテ其起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛練セシムルヲ以テ主要ナル目的トス」とし、1909年歩兵操典の第一部第16では「各個教練ノ目的ハ兵卒ヲ訓練シテ諸制式ニ熟セシムルト同時ニ軍人精神ヲ鍛ヒ軍紀ヲ練リ」とされ、1913年軍令陸第1号軍隊教育令の綱領一では「軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ訓練シテ戦争ノ任ニ当ラシムルニ在リ而シテ戦争ノ為要緊關クヘカラサル要素ハ堅確ナル軍人精神並嚴肅ナル軍紀タリ故ニ軍隊教育ハ此要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス」とされている）。その際、軍人精神と軍紀とはどのような関係にあるのだろうか。軍紀は1909年歩兵操典においては戦闘上からは「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戦線幾十里ニ亘リ到ル処地形ト境遇トヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾万ノ軍隊ヲシテ能ク一定ノ方針ニ従ヒ一致ノ運動ニ就カシメ所謂万人ノ心ヲ以テ一人ノ心ノ如クナラシムルモノ即チ軍紀ナリ」（綱領第三）と、軍隊全体に一貫して貫徹されるところの規律整然とした運動状態の面が述べられていた。次にその軍紀が個々の軍人においてどのようにあらわれるかとするならば「軍紀ハ軍隊成立ノ大本ナリ故ニ軍隊ハ必ス常ニ軍紀ノ振作ヲ要ス將校ト下士卒トヲ問ハス時ト所トヲ論セス上官ノ命令ニ服従シ法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力ス之ヲ軍紀振作ノ実証トス而シテ服従ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ」（1908年軍隊内務書の綱領一）とされた。すなわち、服従を基礎として上官の命令に従い法規を恪守して軍務に努力することが軍紀振作の実証とされるように、服従（の貫徹している状態）が軍紀（の状態）とほぼ同等視されるのであった。それ故、「忠君愛國ノ至誠ト献身殉國ノ大節ヨリ発スル軍人精神」とされる軍人精神の精神的內容が「忠君愛國」と「献身殉國」を意味するのに対して、軍人精

神の日常の具体的なあらわれとしては軍人の軍務（その基本としては1882年「軍人勅諭」の「忠節」・「礼儀」・「武勇」・「信義」・「質素」の遂行）をつくすための服従を基本とする厳正なる軍紀の振作が意味されていくものと考えられる⁽¹⁷⁾。

以上のように軍人精神と服従と厳正なる軍紀とが同一線上に位置づけられていくなれば、軍人精神の精華とされる攻撃精神の振起とは、実践的には、厳格な服従と政治的支配を基礎にして維持されるとともに軍人精神の具体的なあらわれであるところの厳正なる軍紀の確立を求めることにはかならなかったのである。すなわち、攻撃精神の振起の重視とは、服従の貫徹強化ならびに徹底的な全人格的隷属の要求を意味し、天皇を頂点とする軍隊の階級の中で兵卒が将校によって徹底的に支配されていくことを意味するのであった。また、そのような攻撃精神の強調・重視と服従の貫徹強化との結合は天皇制権力の支配の維持強化のための全人格的隷属に照応し、兵卒の精神・思想への無制限的な監視・干渉を強化し、「兵卒に対する不信→精神的方面の教育の強調」（前節）のサイクルを一層増幅させながらその回転を早めるのであった。

日本軍が戦争・戦闘の勝敗を武器・兵器などの直接的な武力・暴力装置の問題にたんに帰着することなく攻撃精神を強調したことは、総力戦段階の戦争遂行にあたっては一面仮象としてはその理にそったもののようにみえる。しかし、そこで求められるべき攻撃精神は天皇制権力の政治的支配とその人的結合関係における服従や全人格的隷属の貫徹強化に立脚させられるために、攻撃精神の振起が権力行使・暴力行使と結合され、したがって兵士各個人の自主性・自発性の発揮とは彼の暴力の行使によってしか維持されなくなるというみじめな自主的精神として成長するのであった（そのような日本軍兵士の志気・自主性・自発性の発揮の代表的なものが、本論文では詳述しないが私的制裁やリンチであった）。すなわち、暴力を行使することによって被行使者を服従・隷属させるとともに行使者は自己の志気や自発性を感得するのである。日本軍における服従を基礎とした攻撃精神・軍人精神・厳正なる軍紀とは暴力の行使によって辛うじて維持されるのであった。

次に以上のような攻撃精神や軍人精神の重視にみられる精神的方面の教育の強調を1909年歩兵操典の教練の諸制式にそって検討してみよう。

(2) 教練における軍人精神の教育観

1909年歩兵操典の改正の編纂の根本主旨の中に「無形教育ノ骨子トナルヘキ事項ヲ加ヘ有形教育ニ精神気力ヲ

付与ス⁽¹⁸⁾」という文言があるが、これは「有形教育」（＝教練＝戦闘の行動や技術の教育）に「無形教育」（＝精神気力養成の教育）を結合させようとしたことを示したものであった。それは、具体的には「各個教練ノ目的ハ兵卒ヲ訓練シテ諸制式ニ熟セシムルト同時ニ軍人精神ヲ鍛ヒ軍紀ヲ練リ」（第一部第16）とか「行進ニハ威厳ヲ保チ勇往邁進ノ氣象ヲ現ハサルヘカラス」（第一部第26）とのように、戦闘の行動・技術の教育に精神的方面の教育を結合させようとするにあらわれている。そして、そのような1909年歩兵操典は当時一部の歩兵操典解説者によって、「德育戦闘」を目ざした「德育兼戦術教程」であり「武技戦術の有形的教科書となすと共に、忠君愛国を根本とせる武士道的無形の心霊の大経典とし」たものであると説明されていた⁽¹⁹⁾。

ところで、有形教育とされる戦闘の行動・技術の教育がなされる場合、被教育者においてそれらの行動・技術の習得過程にそって興味やおもしろさ・意欲等々の形而上の精神的 content が形成されていくことは否定できないし、その意味では有形教育に無形教育が付与されたこと自体は誤りではない。また、すぐれた戦闘の教練とされるものはそのような興味やおもしろさ・意欲などを積極的に被教育者からひき出すものである。しかし、被教育者に同一の教練を施したからと称してその結果同一の精神的 content や特定の徳目・精神的 content（「勇往邁進ノ氣象」など）が形成されると期待することはできない。教練の実施によって形成される精神的 content は多様であるからである。

それに対して、1909年歩兵操典は教練に特定の精神的 content や徳目を結合させ、また、それらの精神的 content や徳目の形成の判断と評価の基準として特定の行為・動作の型を設定するのであった。たとえば、そのようにしてでき上る「有形教育」と「無形教育」との結合の象徴的な教練としては各個教練における「不動ノ姿勢」（第一部第22、すなわち「気ヲ付ケ」の姿勢）がある。

不動ノ姿勢ハ軍人基本ノ姿勢ナリ故ニ常ニ厳肅ニシテ端正ナラサルヘカラス軍人精神内ニ充ツルトキハ内容自ラ厳正ナルモノトス

不動ノ姿勢ヲ取ラシムルニハ左ノ号令ヲ下ス
気ヲ付ケ

以上の引用の中で「不動ノ姿勢ハ」から「自ラ厳正ナルモノトス」までは1906年1月19日陸送乙第2205号の歩兵操典第一部改正草案以前にはなく、1909年歩兵操典において始めて新設されたものであった。また、当時の一部の歩兵操典解説者によって「此の一項を新たに加はったのは、我軍操典の大進歩である⁽²⁰⁾」と称され、1909年歩兵操典第一部第22の「不動ノ姿勢」の趣旨説明は太平

洋戦争敗戦時まで継承されるのであった。

これによると、第一に「不動ノ姿勢」が軍人基本の姿勢であること、第二に軍人精神が内部に満ちているときには外容は自ら厳正になるとされている。先ず、「不動ノ姿勢」が軍人基本の姿勢であるとはどういうことか。厳正なる軍紀が強調される日本軍においては、この「不動ノ姿勢」を基本とする拳手敬礼や他の敬礼動作が軍紀の厳正さ（「軍紀養成ノ標榜タル活発、正確ノ敬礼」⁽²¹⁾）と服従の貫徹状態を示すものとされていたから、その意味においては「不動ノ姿勢」が軍人基本の姿勢と称されても一定の理が存在しているように見える。しかし、当時の将校においては、この「不動ノ姿勢」は敬礼動作や他の儀式動作の基本としての軍人基本の姿勢と考えられていただけではなく、さらに広い意味で軍人基本の姿勢と理解されていたのであった。たとえば、陸軍歩兵学校校長陸軍少将大庭二郎は「吾々の不動の姿勢は、仮令砲弾が頭上に破裂し様が、敵の尖弾が眼前で跳ねかへらうがびくともせず厳肅端正で泰然として犯す可からざる威容がなければならぬ⁽²²⁾」と、戦場での戦闘動作と結合させて、「不動ノ姿勢」は軍人基本の姿勢であると考えていた。あるいは、陸軍中将河村正彦は1920年9月17日陸普第3838号の歩兵操典改正草案に対して「抑々不動の姿勢は、雷に外形上軍人基本の姿勢であるのみでなく、精神上服従の精神が内に充益して居って、又一方には射撃の為に、敵に向ひ前進する動作も、敵を制圧倒する射撃動作も、其の他総ての動作は、皆此の静止の基本より起るので所謂静中動ありといふ哲理を包含せられて居る⁽²³⁾」と述べているように、他の戦闘の動作のための基本の姿勢であるとするのであった。しかし、実際の戦場での戦闘では柔軟な身体の運動が要求されるから、コチコチした「不動ノ姿勢」は何ら戦闘動作には寄与しないのである。次にこの「不動ノ姿勢」は軍人精神が内に充ちているときは外容が自ら端正になるとされた。さて、軍人精神の充益やそれらの精神の有無とは無関係に「不動ノ姿勢」の外容を端正にすることができることはいうまでもない。しかし、1909年歩兵操典では「不動ノ姿勢」の外容上の端正さと軍人精神の充益とを強固に結合させることによって、軍人精神の充益の判断と評価の基準を「行動ノ姿勢」の外容上の端正さという身体動作の特定の型に設定するのであった。すなわち、軍人精神の充益と「不動の姿勢」の身体動作の型とを結合させることによって、たとえば、上級者が下級者の「不動ノ姿勢」の型を云々し、下級者の精神や思想に無制限的に干渉することをねらったのである。その結果、下級者がたとえ良心的に軍人精神を充益させようと努めても、「不動ノ

姿勢」の外容が端正でない」と上級者によって観察されることは即軍人精神が充益していないということが判断されることを意味し、したがって、下級者が努力して形成・充益させようとする軍人精神は消滅せざるをえないのである。

かくして、有形教育に無形教育を結合させ、精神気力を付与するとされた1909年歩兵操典の教練においては精神気力そのものは何ら尊重されず遂に権力を背景にして特定の身体動作の型を取締っていく権力主義を発生させていくのであった。さらに、権力的に取締られていく特定の身体動作の型を一河村正彦が「不動ノ姿勢」を「静中動ありといふ哲理を包含」すると称したように一深遠な修辭によって説明することによって、精神それ自体の追求が精神を修辭する言葉の追求にすりかえられ、その結果、精神それ自体は何ら尊重されず、精神とは対立的概念であるところの身体動作の型と権力と言葉とが尊重されていくのであった。

1909年歩兵操典は以上のように教練全体にわたって有形教育に無形教育を付与し、精神的方面の教育を強調しようとする結果、教練固有の戦闘の行動・技術の教育の密度は薄められ戦闘行動の拙劣さを招来させることは必至になった。また、そのような精神的方面の教育が1909年歩兵操典全体にちりばめられる結果、厳正な軍紀養成の教育を主としてになってきた従来の密集教練は大幅に削除され（「諸制式ハ戦闘ニ必要ナルモノノミニ制限シテ教育ヲ成ルヘク単一ナラシメ以テ之カ精練ヲ期シ」⁽²⁴⁾）、密集教練は決勝以外の戦闘行動や儀式のみに用いられるようになった。

(3) 散兵線での運動

以上のような1909年歩兵操典の教練における軍人精神の教育観にみられるように、兵卒の精神を尊重しない精神的方面の教育の強調は教練の諸制式全体にも貫徹されるとともに、各個兵士それぞれの自主性・創意性を尊重しない戦闘の諸制式を生んだ。以下、各個兵士の自主性・創意性を尊重しない戦闘の諸制式を散兵線での運動から検討してみよう。次の表は歩兵操典の推移（1871～1940年）と散兵間隔を示したものである。

先ず、散開距離についてみると、1909年歩兵操典における一個中隊の占める戦闘正面幅は、1891年と1898年の歩兵操典と比較するならば、約1.5倍になり（ $\frac{\text{小隊人員} \times 1 \text{ 人の幅} m}{70} + \frac{\text{間隔数} \times 2 \text{ 歩} m}{69 \times 1.6} = 145m$ ）、概ね150mになったが、散兵間隔は2歩とされて各個兵士における戦闘行動の自由の範囲は拡大されなかった⁽²⁵⁾。さらに、散開隊形は歩兵戦闘の主要なる制式とされてきたが（1891年歩兵操典の第二部第19や1898年歩兵操典の第二部第238）、

《歩兵操典の推移と散兵間隔》

歩兵操典	散兵間隔	一個中隊の 戦闘正面幅	梯隊間の距離	その他射撃開始距離など
1871年歩兵操典 (陸軍兵学寮刊)	時宜によって閉 闔排開する(散 兵之部第21章)			
1878年新式歩 兵操典(陸軍 省刊)	6歩(生兵之部 第324)			離散し遮蔽物に拠る散兵に対す る放火は敵前200m(生歩之部第 406)
1887年陸達第 66号歩兵操典	3歩(第二編第 337, 343)	150m(第三編 第253) 1mの深さに 4人(攻撃) と5人(防禦) (第五編第76)	予備隊と散兵線(援隊増加) との距離は150m突入の期は 100m(第三編第267)	戦闘隊形は敵前1500mでつくる (第四編第136) 射撃開始(散開地)は敵前700~ 600m(第三編第262) 中隊の梯隊行進の開始は敵前450 m(第三編第266) 援隊の散兵線への増加は敵前400 m(第三編第266) 突入準備(着剣)は敵前250~200 m(第三編第266) 突入は敵前150m(第三編第266)
1891年陸達第 107号歩兵操 典	1~2歩(第一 部第119)	100m(第二部 第25)	援隊と散兵線との距離(最初 の散開)は120m(第一部第 183)	突撃前の最後の準備の時の急射 撃の照尺は200~300m(第二部第 32)
1898年陸達第 2号歩兵操典	1~2歩(第一 部第124)	100m(第二部 第244)	援隊と散兵線との距離(最初 の散開)は120m(第一部第 185)	突撃前の最後の準備の時の急射 撃の照尺は300m(第一部第251)
1909年軍令陸 第7号歩兵操 典	2歩(第一部第 126)	150m(第一部 第176)	後方部隊と散兵線との距離は 約300m(第二部第31)	日露戦争各師団の戦闘正面は平均 3.7km 1m深さの平均銃数は2.7挺 ⁽²⁵⁾
1924年陸普第 94号歩兵操典 草案	4歩(第一部第 125)	200m(第一部 第267)	小隊の分散は分隊(4~6人) を前後約100mの二線に配置 (第一部第179)	
1928年軍令陸 第1号歩兵操 典	4歩(第一編第 171)	200m(五編第 723)	小隊の疎開は分隊を前後約 100mの二線に配置(第二編 第248) 中隊を疎開する際の各小隊間 の距離は約100m(第二編第 295)	
1940年軍令陸 第7号歩兵操 典	3(6)歩(第二編 第116, 117)		小隊を疎開する際の分隊間の 距離は約50m(第二編第145) 中隊を疎開する際の各小隊間 の距離は約100m(第二編第 175)	

1909年歩兵操典においてはその規定を踏襲しつつも決勝以外の散兵線での運動では「軍隊ハ指揮官ノ手裏ヲ脱シ易キカ故に散開ノ時期ハ過早ナラサルヲ要ス」(第一部第109)とされたり、あるいは「最前線ノ各部隊ハ成ルヘク永ク密集隊形ヲ以テ前進シ我カ射撃効力ヲ期シ得ヘキ稍々前ニ於テ散開隊形ニ移ルモノトス」(第二部第34)とか「戦闘ノ為前進スル大隊ハ地形ヲ利用シ成ルヘク永ク密集隊形ヲ保チ敵に近ツクコトヲ勉ムヘシ」(第一部第178)とされ、密集隊形の保持を強調するのであった。また、従来は、分隊や半小隊と半隊や小隊(1887年歩兵操典)、小隊(1891年と1898年の歩兵操典)の固有の戦闘教練の規定が歩兵操典に収録されていたが、1909年歩兵操典ではそれらの規定はのぞかれ、「中隊教練ヲ準備スル為伍、分隊及小隊ヲ以テ本章(中隊教練の章一遠藤)ノ規定ニ從ヒ教練ヲ行フヘシ但号令中『中隊』ノ語ヲ『分隊』或ハ『小隊』ニ換フ」(第一部第68)とされるように中隊教練の規定を代用して分隊や小隊の教練が施行されるに至った。すなわち、戦闘単位としての中隊の運動に重点をおいて教練が実施されていくことを鮮明にし、各個教練・分隊教練・小隊教練をすべて中隊教練に収斂させようとするのであった。

次に散開の際の兵力増加に対しては「最初第一線ニ用フル兵力ハ成ルヘク節約セサルヘカラス」(第一部第179)とか「中隊既ニ散開スルニ至ルモ当初ハ成ルヘク兵力を節約スルヲ可トス何トナレハ最初ヨリ中隊ノ大部ヲ散開セハ十分ノ火力ヲ維持センカ為終ニ他隊ノ援助ヲ要シ從ヒテ他中隊ト過早ノ混淆ヲ免レサルヘカラサレハナリ」(第一部第111)と第一線での戦闘兵力を早期になるべく増加しないことを強調した。また、地形地物の利用については「攻撃精神ヲ鈍ラシ或ハ戦闘動作を遅緩シ若ハ示サレタル行動ノ範圍ヲ脱逸スル等ノコトアルヲ許サス」(第二部第18)と「攻撃精神」の鈍化や「戦闘動作」の「遅緩」の理由によって戒められた。1909年歩兵操典における地物の利用は「制限」⁽²⁷⁾されたとする当時の歩兵操典解説者もいたが、1909年歩兵操典(第二部第18)における地形利用の戒めの強調は、兵卒に地形地物を利用させると兵卒は前進しなくなるのではないかという兵卒不信を意味するものであった。

以上のように1909年歩兵操典の教練の中の散兵線での運動の諸制式は、第一線で戦闘する各個兵士の自主性・主体性・創意性などを尊重しなかったのである。

(4) 決戦方式と突撃要領

1909年歩兵操典以降日本軍の決戦方式と突撃実施要領はほぼ定式化されていった。先ず、突撃は歩兵と砲兵の協同によって次のように開始される。

- (i) 「敵ハ単ニ射撃ノ効果ニ依リ之ヲ駆逐シ得ルモノニアラス故ニ攻者ハ常ニ突撃ヲ実施シ以テ最後ノ勝利ヲ期セサルヘカラス」
- (ii) 「砲兵ハ歩兵ノ敵陣ニ突入スル直前マテ突撃点ニ向ヒ猛火ヲ集中スヘシ此際特ニ其一部ヲシテ最モ有効ノ距離マデ歩兵に随伴センムルヲ利トス」(以上第二部第38)

すなわち、(i)では戦闘の決戦をすべて突撃によって実施し、(ii)では歩兵が敵陣地に突入する直前まで砲兵は火力を歩兵の突撃地点に集中し砲火を歩兵の前進にそってその有効距離まで随伴させるという突撃実施要領である。これを歩兵側からみると、歩兵は砲兵の射撃間に敵前に近接し砲兵が射撃を終えるか終えないかの時間的境界に敵陣地に突入するという突撃要領になり、他方、砲兵の射撃の性格は歩兵の前進や展開を容易にすることだけになった⁽²⁸⁾。以上の突撃要領は1940年歩兵操典では「最後ノ砲弾ニ膚接シテ突入ス」(第158, 190, 511)という有名な突撃要領の規定を生んだ。しかし、これらの突撃要領は歩兵が敵陣に接近し突入するということの要領であって、突入後の成功の要領とは同一視できない。

次に敵陣内への突入後の戦闘行動の制式については1909年歩兵操典は規定しなく、突入に採用されたのは1909年歩兵操典改正の編纂の根本主旨に述べられたところの「白兵主義」⁽²⁹⁾による白兵戦や綱領第二に述べられたところの「銃剣突撃」による格闘であった。先ず、白兵戦が強調されたことを理由にして射撃や火力の軽視・無視であるとするのは正しくない。パルチザン戦やゲリラ戦における戦闘行動の基本は白兵戦である。日本軍の場合は、白兵戦が銃剣突撃による格闘にだけ結合されたために白兵戦の内容が極めて狭いものになって貧弱かつ固定化されたものにならざるをえなかった。たとえば、白兵による突撃の場合には、銃を腰に据えて走りながら射撃するといういわゆる“腰だめ法”とか銃を直突させると同時に射撃するといういわゆる“直突射撃”なども可能であったが、それらはほとんど採用されず単純な白兵戦に終始したのであった。

以上のように、敵陣内への突入後の戦闘行動の制式が無規定であって白兵戦の内容が極めて単純かつ貧弱・固定化されたところに、日本軍特有の精神の強調がさらに結合されるのであった。たとえば、「中隊長ハ卒先先頭ニ立チ(中略一遠藤)中隊ノ全力ヲ拳ケテ猛烈果敢ニ敵陣ニ突入スヘシ中隊ノ精神的団結ノ鞏固ハ実ニ此瞬間ニ発現スルモノナリ」(第一部第162)とか「一回ノ突撃ニシテ若成功セサルトキ縦ヒ他隊ノ援助ヲ欠クモ志気旺盛

ニシテ精練ナル中隊ハ再三再四突撃を反覆シ得ルモノナリ苟モ死力ヲ尽シテ奮進セハ如何ナル頑強ナル敵ト雖終ニ之ヲ敗滅ニ陥ラシムルコトヲ得ヘシ」(第一部第163)とのように、中隊の「精神的団結ノ鞏固」を強調しながら「志気旺盛」なる突撃の反復のみがたんに指示されるだけであった。また、厳正な軍紀の水準とは以上の突撃の内容に集約されるのであった。

さらに、以上の単純かつ貧弱・固定化されたところの白兵戦による決戦方式には第一線で戦闘する兵卒や下級指揮官に対する不信が結合されていった。たとえば、突撃実施が困難になった時などの増援隊要求の場合には、「戦闘ヲ悲観シ敵情ヲ過大視スルノ報告ヲ為スヘカラス己レ危急に瀕スルノ時ハ他部隊モ亦同一ノ景況ニ在ルノ時ナルコトヲ想ヒ妄ニ増援隊ヲ請求スルコトアルヘカラス」(第二部第13)と、戦況の過大報告を注意するとともに増援隊要求を戒めていった。この増援隊要求の戒めの強調は、第一線部隊が戦闘が困難になったときに増援隊を送ればその増援隊を頼って闘わなくなるのではないかという不信のあらわれである。さらに以上のような第一線での戦闘を指揮する者に対する不信は、戦闘の断念や退却の判断は高級指揮官(連隊長以上)にだけ限定されたことにもあらわれている(「戦闘ノ経過不利ナルトキハ決戦ヲ以テ之ヲ挽回スヘキヤマタハ戦闘ヲ断念スヘキヤハ高級指揮官適当ノ時期ニ於テ之ヲ決セリ」第二部第77、なお1898年歩兵操典の第二部第305では「指揮官」が決定するとされている)。そこには劣勢の時に下級指揮官に退却や戦闘の断念の判断の自由を与えれば攻撃精神が弱くなって闘わなくなるのではないかという第一線の戦闘従事者に対する不信が内包されているのであった。また、1909年歩兵操典は攻勢を基本としているが防禦については「防禦ハ動モスレハ全ク受動ノ守勢ニ陥リ我カ動作ノ自由ヲ失フニ至ルモノトス」(第二部第54)とされるように、積極的な戦闘制式とは位置づけることなくむしろタブー視するのであった。これは、防禦や守勢の時には、攻撃精神が消滅していくものとしたことの反映であって、日本軍における攻撃精神とは「攻撃」戦闘にだけ振起されるものだったのである。かくして、防禦のるが防禦・軽視・無視され、攻撃・前進には強いとされ戦闘教練は守勢には弱いとされる軍隊が作りあげられ、防禦・守勢や退却の戦闘にはたちまち攻撃精神が衰退し集中性が弱まり分散的になって崩壊していく軍隊が形成されるのであった⁽³⁰⁾。また、そのような戦闘の諸制式を基礎にして「軍人精神」や「攻撃精神」のような「精神」の高らかな強調のもとに下士兵卒への支配と服従を強化するのであった。

学校教育などに教練が導入されたことの第一義的目的が軍事予備教育ではなくて「国民訓練」⁽³¹⁾や国民形成にあるとされたことはよく知られている。そのことは、歩兵操典の戦闘の諸制式に内包される支配と被支配の人的結合の内容方法(精神・思想への無制限的な監視と干渉、特定の行動動作の型の取締り、権力や暴力の行使による人格の蔑視、自主性の不信や自主性・創意性の否定などによる服従を基本とする全人格的隷属)がつくりだす国民形成上の意義が注目されたからであった。また、そのような教練を国民教育の分野にまで1910年代以降意図的に拡大するによって、軍の政治的支配力を強化するのであった。

(注)

- (1) 1909年11月8日軍令陸第7号の歩兵操典の主な内容は「綱領」、「第一部教練」(各個教練、中隊教練、大隊教練、連隊教練、旅団教練)、「第二部戦闘ノ原則」、「第三部敬礼及観兵ノ制式、刀及喇叭ノ取扱法」である。なお、1871年歩兵操典から1909年歩兵操典までの歩兵操典は、国立公文書館(内閣文庫)と国立国会図書館などで容易に閲覧できる。
- (2) 『偕行社記事』(臨時記事)は第1号(明37.11)から第30号(明39.3)まで発行された。偕行社は1877年2月に陸軍少将曾我祐準などの発起によって陸軍将校の社交的クラブとして創立され(『偕行社記事』の創刊は1888年7月)、1924年7月に財団法人の組織になった。なお、『偕行社記事』を「陸軍将校団の機関紙」とか、偕行社を「現役陸軍将校団の団体」と規定するものもあるが(『国民教育と軍隊』大江志乃夫、223頁、253頁、1974年4月)、正しくない。陸軍の将校団は偕行社とは別に存在していたのである(1889年5月監軍訓令第2号の将校団教育訓令、1908年3月軍令陸第11号の陸軍将校団条例)。
- (3) 『陣地攻撃』(1916年10月参謀本部編、1918年9月偕行社本部発行、「将校ノ外閲覧ヲ禁ス」とされている)東京大学教育学部図書室所蔵。
- (4) 中隊を「戦術単位」と規定するものもあるが正しくない。軍隊において戦術単位と称されるものは通常独立的に戦術行動を展開できる最小限の部隊を指しており、1909年歩兵操典では大隊が戦術の単位と規定されている(「大隊ハ戦術ノ単位ニシテ」第一部第167)。また、中隊は1909年歩兵操典では「中隊ハ戦闘ノ単位ニシテ」(第一部第67)と規定されており、教育・給養・経理の最小限の単位とともに戦闘行動の指揮の最小限の単位としての意義を鮮明化するのであった。それ故、「一人の号令をもって指揮しうる部隊の最大限を戦術単位といい、戦術単位は中隊である」(『国民教育と軍隊』301頁大江志乃夫)とするのは二重の誤りである。
- (5) 1945年4月20日の国土決戦教令(大本営陸軍部)には「決戦間傷病者は後送せざるを本旨とす 負傷者に対する最大の戦友達は速かに敵を撃滅するに在るを銘肝し敵撃滅の一途に邁進するを要す戦友の看護、附添は之を認めず」(『一億国民玉砕化計画』市川宗明、1975年、260頁から重引した)とされ、死傷者の手当ては完全に禁止された。
- (6) 1930年代になって参謀本部(第四課)は日露戦争の戦果の拡大について指摘するなかで、将校の奮闘を強調するとともに

に下士官には期待できないと述べた（「特に強調して置きたいことは、将校が卒先して積極的にやらなければ出来なかったといふことである。吾人は近き将来に於て下士官が卒先之に任ずることを期待し、其の様に平時訓練されることと思ふが、満州事変に於て苦境に際しての下士官の業績を見ると期待を裏切ること大なるものある故声高く右の言をなさんとするものである。」『偕行社記事』第726号付録47頁、昭10.3）。あるいは、戦争は将校や幹部のみが奮闘すればできるのであるとする戦争指導観は太平洋戦争後も如実にあらわれている。元陸軍中将稲田正純（陸軍士官学校第29期卒業、1945年5月第16方面軍参謀長）は「戦争というのは幹部がおれば戦争できるんですよ。兵隊などはものを知らんでも出来るのですからね。兵隊などは集めてきて鉄砲を持たせれば兵隊になるのですから、ものを知らなければ知らないように使えばいいんですよ。」（『稲田正純氏談話速記録』262頁、木戸日記研究会・日本近代史料研究会編、昭44）と強調している。(7)注(3)の761頁「吾人ハ日露戦役ニ於ケル我軍砲兵ノ戦跡ヲ通観シ其一部ニ於テ攻撃精神ノ不振ノ感アルヲ大ニ遺憾トスル所ナリ」

- (8) 歩兵と砲兵との信頼関係の薄さは1930年代以降もほとんど克服されなかった。たとえば「砲兵操典改正ニ関スル砲兵監口演要旨」（極秘、昭和14年8月30日陸軍士官学校戦術科複写）付「川越大佐説明事項」8丁には「歩砲協同ニ於テハ歩兵ニ満腔ノ信頼ヲ受ケル手腕ヲ持チ又感謝セラルル事必要ナリ 国軍ノ大ナル欠陥ハ上級ニ行ケバ行ク程信頼ト感謝ガナキガ一般ノ通弊ナリ」（遠藤所蔵）とされている。
- (9) 陸軍中将志岐守治は日露戦争を回顧して「戦場心理」について次のように述べている。「平時に於て戦場のことを考へると、死を同うする隣隊相互の間に非常にそこに同情心があるが、併し之が存外冷淡である、冷淡は言葉が悪いか知らぬが、思うたやうに同情心が起らない、例へば隣の隊が前進して戦死者が出来る、さうすると喜びとせぬが、や、やられたな位のことだ。さうかといって突撃して或る陣地を占領しても割合に喜びもしない。奴旨いことをした位な感じがある（中略一遠藤）それから今度は戦場で、隣の部隊の状況を知るといふことに努めない。どういふものかそれが甚しい。」（『偕行社記事』第726号付録8頁）
- (10) 『要塞攻撃ノ教訓』（1918年4月参謀本部編、同8月偕行社本部発行、171頁、「日本将校ノ外閱覽ヲ禁ス」とされている）東京大学教育学部図書室所蔵
- (11) 『戦時歩兵短期教育』（1919年陸軍歩兵学校編、「日本将校ノ外閱覽ヲ禁ス」とされている）東京大学教育学部図書室所蔵
- (12) 『軍事史学』第8巻第4号（昭48.3）島貫武治「日露戦争以後における国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷(上)」3～6頁から重引
- (13) 太平洋戦争末期に「本土決戦」や「水際作戦」などが大言壮語的に強調されたが、それらは1907年の『日本帝国ノ国防方針』の作成者達からみればせせら笑われるべきものであって、事実上は戯画的な無根拠かつ破廉恥極まるものであった。
- (14) 『戦史叢書大本営陸軍部く1』138頁、防衛庁防衛研修所戦史室 昭42.9
- (15) 注(4)の148頁 (16) 『自明治三十七年至大正十五年陸軍省沿革史』（昭和4年陸軍省編集、昭和44年敵南堂書店翻刻）上巻775頁 (17) 『軍隊教育学概論』（昭和10年12月陸軍自動車学校印刷、東京大学教育学部図書室所蔵）の著者の陸軍輜重兵大尉鈴木庫三が軍人精神と軍紀の教育の関係を「同一物ノ異相」としているのは興味深い（「軍紀ノ涵養ハ軍人精神ノ陶冶ト共ニ軍隊教育ニ於ケル精神教育ノ主眼ナリ。然レトモ

両者は決シテ別種ノ陶冶事項ニアラスシテ同一物ノ異相ナリ。何トナレハ軍紀ハ軍人ノ行為及軍隊ノ活動ニ於ケル軍人精神ノ顕現ナレハナリ。即チ軍紀ハ軍人精神ノ実践ニシテ軍隊ニ於ケル知行合一ノ精神教育ハ軍人精神ノ陶冶タルト同時ニ軍紀ノ涵養ニ外ナラス」82頁）。

- (18) 注(16)と同じ (19) 『新旧対照歩兵操典の研鑽』上巻2～4頁（宮本林治編、明43）(20) 注(11)の22頁 (21) 『歩兵操典講和』上巻51頁（大庭二郎、大2）(22) 『改正歩兵操典草案の説明』39～40頁（河村正彦、大10）

(24) 注(16)と同じ (25) 注(3)の743頁

- (26) 日露戦争から日本軍が学んだ教訓による戦術の変化として「分隊単位の隊形・躍進」や「散開隊形の疎散化」を強調することによって、「分隊長である下士官に指揮官たるに必要な判断力と決心、先登の精神が要求されることになる」とか「散兵線中の一兵卒に対してさえ、独自の判断力と精神力を要求することになった」（『国民教育と軍隊』大江志乃夫、301頁）と指摘するのは日本軍に対する美化的過大評価ではないだろうか（あるいは大江志乃夫の指摘のバリエーション的記述としての『北海道大学教育学部紀要』第22号、22頁〈1973年〉におけるところの、1909年歩兵操典は「個々の兵士に主体的状況判断を要求している」という評価など）。1909年歩兵操典における散兵間隔は2歩であって、1891年歩兵操典などの1～2歩とほとんど変化しないのである。したがって、各個兵士の「独自の判断力」とか「主体的状況判断」が要求されるような戦闘諸制式などは採用されなかったのである。また、大江志乃夫は一兵卒に対してさえ「精神力」を要求することになった」として兵卒に対する「精神力」の要求を積極的内容のものとして評価しているが、果たして真に「精神力」が要求されたのだろうか。参謀本部編の『陣地攻撃』や陸軍歩兵学校編の『戦時歩兵短期教育』等における「素質第二等ノ軍隊」や「戦列内ノ一散兵」の文言にみられるように、日本軍は兵隊、兵士を戦闘のたんなる消耗品としてしか見ていなかったのではないだろうか。〔補注〕日本軍関係の諸文献を断片的に無批判的に紹介しながら、日本軍が「精神力」を重視したことを追認的に再強調し、そのことによって日本軍における「科学技術力」の軽視を指摘し、日本軍を「批判」する諸論調があるが次の点に注意する必要がある。第一、日本軍が「精神力」を重視したとする指摘は、たとえば「日本軍が戦争・戦闘で敗けたのは科学技術力の劣勢や物量面での貧弱さの原因によるが精神力では敵よりも優勢であった」とするような「精神力」重視の指摘に依拠して導き出されたところの精神力美化論との区別が不明確であること。したがって、日本軍における仮象的な「精神力」重視・強調の内在的批判が要求されなければならないこと。第二、日本軍における「精神力」重視を「科学技術力」軽視との対比によって批判できると考える指摘は、戦争や戦闘の勝利は唯武器・兵器のエスカレートによってのみ決定されるという唯武器的な戦争・戦闘の勝利論ならびに直接的な戦闘力・武力の美化論との区別が明確でないこと。第三、日本軍が「物質」よりも「精神力」を重視したとされるのは「より根本的には日本資本主義の特殊な性格—科学技術、生産手段生産部門の著しい立遅れ、従って、自主的な軍事技術および軍事思想の発展はほとんど不可能であった—に規定されていたといえる」（『北海道大学教育学部紀要』第17号、85頁1973年）とする調子は特殊日本軍の「精神力」重視を何ら具体的に説明するものではないこと。先ず、「生産手段生産部門の著しい立遅れ」と称されるものは(i)西欧資本主義との比較ではいわば自明であり(ii)消費資料生産部門の確立との比較では、資本主義発達の古典的形態にみられるように、生産手段生産部門が消費資料生産部門

よりも「立遅れ」で確立するのが歴史的規定性であった（ただし、日本資本主義における両部門の確立の年数差は西欧資本主義のそれよりも小さい）故、「自主的な軍事技術および軍事思想の発展」との関係は何も具体的に説明していない。したがって、「生産手段生産部門の著しい立遅れ」の指摘は日本軍の「精神力」重視と称されるものを何も説明していないのである。なお、日本資本主義（発達）の特殊な性格とは、「生産手段生産部門の著しい立遅れ」と称されるような現象一般に存在するのではなく、軍事の半封建の本質に存在するのである。次に、日本よりも生産手段生産部門や資本主義が発達していた当時の西欧軍隊においても「精神力」重視が強調されていたのであるから、「生産手段生産部門の著しい立遅れ」と「精神力」重視との関係は何も具体的に説明されていない。最後に、イギリスやフランスよりも資本主義が相対的に遅れて発達したプロイセン・ドイツではクラウゼヴィッツ等々の軍事思想が発生しているのであるから、「生産手段生産部門の著しい立遅れ」と「軍事思想の発展」の「不可能」の関係は何も具体的に説明されていない。以上のような日本軍の「精神力」重視の指摘の第三の論調は、特殊日本軍における「精神力」重視を何も論証していないのである。

(7) 『戦史摘例歩兵操典証解』第三卷309頁（如風居士，1914年第三版）(29) 日露戦争における歩砲兵の協同の教訓化として「攻撃歩兵前進ヲ開始スルヤ其後ニ於ケル砲兵ノ射撃ハ専ラ歩兵ノ行動ヲ容易ニスルヲ以テ目的トセサルヘカラス」

（『陣地攻撃』757頁）と強調されており、またドイツ軍からは、ドイツ軍砲兵は原則上先ず主として歩兵に最も危険な目標を射撃するのに対して日本軍砲兵は敵の砲兵を射撃して歩兵の展開を容易にするだけであると指摘されていた（『偕行社記事』第418号明43.10, 45頁「改正日本歩兵操典ノ教育及戦闘原則」ドイツ軽歩兵第40連隊本部付少佐クラフト）。なお、以上の突撃要領によれば、歩兵が味方の砲弾によって同志相打ちの可能性も生じやすくなり（「砲手ニシテ学理ノ如ク行動シ得サル限リハ既ニ敵線至近ノ距離ニ接近シアル我歩兵ヲシテ絶対ニ友軍砲兵ニ依ル危害ヲ免レシムルコト能ハス」『陣地攻撃』771頁）、1928年歩兵操典では歩兵と砲兵との間の突入時期の時間などの協定などが明記された（「戦闘間砲兵ニ対シ射撃ノ要求若ハ希望ヲ為スニハ火制スヘキ地点、時期、希望スヘキ効果等ヲ以テスヘキモノトス」大隊教練第732）(29) 注(6)に同じ。

- (30) 日露戦争の文官屯付近の戦闘（1905年3月9日後備歩兵第1旅団）では攻撃中左翼から敵の逆襲を受けてその後方の田義屯（文官屯の西北約一里）にある友軍によって収容されたが、『陣地攻撃』（775頁）では「敵ノ逆襲ニ依リ撃退セラレタル場合に於テハ其隊伍動揺シテ下士卒ハ後方友軍ノ位置スル村落ヲ濾過シテ更ニ其後方村落ニ逸走セントスル者アリシヲ以テ遺憾トス」と敵の逆襲の際の混乱の状況が指摘されている。
- (31) 注(6)下巻1070頁、1925年4月8日陸普第1215号の学校配属将校会同席上陸軍大臣口演要旨竝其ノ他ノ件